

## 生活クラブ生活協同組合 役員選挙規約

### [総則]

第1条 定款第20条及び第21条に規定する役員選挙は、定款の定めのほか、この役員選挙規約の定めるところにより行う。

### [選挙区分及び選挙区]

第2条 役員選挙のうち、監事選挙については区分を設けず、理事選挙については以下の区分を設けて行なう。

(1) 全体区

(2) 地方区

2 前項(1)に定める区分については、単一の選挙区とし、(2)に定める区分については、理事会の定める地域(ブロック)ごとに選挙区を設ける。

### [定数]

第3条 選挙すべき役員の定数は、定款の定める範囲内において、理事会が選挙区毎に定める。

### [選挙の公告]

第4条 理事長は、役員選挙を行なう総代会の会日の60日前までに、選挙すべき役員の区分、選挙区、選挙区ごとの定数並びに第6条に基づく立候補の受付期間及び受付方法を公告しなければならない。

### [不適格者]

第5条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は役員候補者として登録することができない。

(1) 未成年者

(2) 被補助人

(3) 破産手続き開始の決定を受け、復権していない者

### [立候補]

第6条 組合員は立候補により役員候補者名簿(以下、名簿という)に登録される。但し、第4条に基づく公告のあった前月の末日において組合員であった者でなければ立候補することができない。

2 組合員は第2条第1項のいずれの区分にも立候補することができる。但し、同条第2項選挙区に立候補する場合は、当該組合員の所属する選挙区の役員候補者となる。

3 前項の規定にかかわらず、次の者は立候補することができない。

(1) 第5条に規定する者

(2) 第10条に規定する役員選挙管理委員

(3) 総代

4 候補者は、総代会において選挙が行なわれるまでの間、いつでも立候補を取り消すことができる。立候補を取り消した候補者は名簿から削除される。

### [重複登録の禁止]

第7条 一つの選挙において、同一の候補者を理事候補者及び監事候補者に重複して登録すること、並びに異なる選挙区分の候補者に重複して登録することはできない。

[役員選考委員会]

第8条 総代会における役員選挙を慎重に行なうために、理事会は、選挙区（ブロック）ごとに、支部委員長、理事で役員選考委員会を設置する。

- 2 役員選考委員会の任期は1年とする。
- 3 役員選考委員会は、委員の互選により委員長を選出する。
- 4 委員長は、委員会の議長となり会議を主催し、かつ役員立候補者の選考の経過および結果を選挙管理委員会に報告するものとする。

[候補者の選考及び推薦]

第9条 総代会における役員選挙を慎重に行なうために、役員選考委員会において、第3条による定数の範囲内で名簿に登録されている役員の中から候補者の選考を行い、選考の結果を本人に報告する。

- 2 第2条による全体区の場合、その役員候補者は、理事会において推薦を得るものとする。

[役員選挙管理委員会]

第10条 役員選挙を管理運営するため、総代3～5名及び理事1名により役員選挙管理委員会を設置する。

- 2 第6条により登録された役員候補者の選考に関する審査を行ない適当と認められた時は、総代会に役員候補者名を提出する。

[選挙]

第11条 総代会は、登録された候補者の中から選挙区毎に役員を選挙する。

- 2 選挙は投票によるものとし、連記無記名制により行う。
- 3 当選は有効投票数の順による。ただし、得票が同数の者についてはその者のみを対象に再投票を行ない、有効投票数の多い者を当選人とする。
- 4 登録された役員候補者が、第3条による選挙区ごとの定数を超えない場合には、当該選挙区については投票を省略して候補者全員を当選人とする。

[当選人の報告]

第12条 当選人が定まったときは、選挙管理委員長は直ちに総代会に対して当選人の氏名を報告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。

- 2 前項の通知を発した日から1週間以内に当選を辞退する旨の届け出がないときは、当選人は役員への就任を承諾したものとみなす。

[補充選挙]

第13条 役員の一部が欠けた場合において、補充選挙を行なうときは、前各条を準用する。

[改廃]

第14条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

[附則]

1. この規約は、1994年5月27日から実施する。
2. 1999年5月24日改定
3. 2004年5月26日改定
4. 2010年6月11日改定